

現政策区域

近畿圏整備法

- 保全区域(琵琶湖区域)
- 保全区域(鈴鹿区域)
- 都市開発区域(琵琶湖東部区域)

中部圏整備法

- 保全区域(指斐伊吹区域)
- 保全区域(鈴鹿区域)
- 都市開発区域(琵琶湖東北部区域)

